若井たつこの視察シリーズ(14)

高齢者虐待について（前）

児童虐待やDVについては、法律により被害者救済の措置が取れるようになった。これに対して、高齢者虐待は介護負担の重さに加え、親子、夫婦、兄弟姉妹間などの家族関係が重層的に絡み合って表面化しにくかったこともあり、定義も曖昧で法的根拠がないのが現状である。しかし、高齢化が進み、家族形態や親に対する扶養意識の変化で、次第に新たな社会問題となっている。

ちゃんとした定義はないが、虐待は次のように分けられる。(1)身体的暴力、(2)心理的暴力（介護者からの言葉による、屈辱、脅迫など）、(3)経済的虐待（年金等現金を渡さない、不動産の無断処理など）、(4)性的虐待（ほとんどないがたまにあるらしい）、(5)介護等の世話の放棄・拒否・怠慢（食事を与えない、おむつの交換をしない）、などである。この高齢者虐待は、虐待をするほうも「虐待である」という明確な認識をもたないで虐待が行われており、高齢者自身も被虐待者という意識をもたないまま、諦めている場合が多いといわれている。

日本の高齢者虐待の特徴は、介護サービスが少ないことや、家族制度の名残りがあるため、家族の負担、とりわけ長男の妻の負担が大きいことである。また、家庭内の事情を表に出すことに対していわゆる世間体や体面にこだわり、虐待が潜在化しやすいようだ。欧米では、虐待者は配偶者、息子・娘が多く、日本のように長男の妻は無い。デンマークなどでは、家族が介護することがないので家族の虐待自体ほとんどないという。

また、高齢者虐待は、高齢者と介護者の間の続柄によって特徴が違い、だいたい次の五つが挙げられている。

(a) 高齢者夫婦の場合

夫婦の人間関係が虐待の種類や程度に大きな影響を及ぼす。夫が介護者の場合は身体的暴力や介護放棄、妻が介護する場合は心理的・情緒的虐待が際立つ事が多いという。

(b) 高齢者と息子夫婦の場合

いずれかの親の死・病気・障害によって介護が必要になった時、同時に力関係の逆転が起こって息子または息子の妻の介護のストレスが加わると、虐待に至る。

(c) 高齢者と娘夫婦の場合

娘が夫に対する遠慮から親につらく当たる場合もあり、また親子の成育歴に問題が多い場合、たとえば子供のころ厳しすぎた、可愛がられなかったという思いが心の傷となっているとき、虐待が起こり易い。

(d) 高齢者と単身の息子・娘との場合

三十～五十歳代の独身の息子や娘が高齢の親を介護しているケースが増えており、介護負担とともに相談する人がいないことが孤独を深め、心身のストレスが大きくなるという。

(e) 高齢者と孫・兄弟姉妹、その他の身内

二十～三十歳代の世代が祖父母と暮らすケースも増えており、また高齢兄弟姉妹で介護をしている例もある。孫など若者は、自分自身の生活の中で将来設計や方針を考えていく中で高齢者の存在自体が支障となり、虐待へと向かう。

また、援助スタッフのヘルパーと介護者が親密になり、結果的に被介護高齢者が心理的に孤立してしまうケースなど、施設、プロからの虐待も看過出来ないといえるだろう。

この高齢者虐待予防対策として考えられるものは、次の通り。

① 法整備

高齢者虐待の事例への介入に関しては、市長村長による措置（高齢社会対策基本法、障害者基本法）、介護保険法、成年後見制度の三つがあるが、十分な対応は出来ていない。痴呆など障害のない高齢者への虐待など現在の制度の狭間におかれているものも含めてきちんとした法整備が望まれる。

② 緊急保護施設の整備と対応

命の危険がある場合、分離して保護する必要があるケースに対応出来る施設とシステムが必要である。

③ 専門の相談窓口の設置と通報制度体制

研修を受けた経験豊かな相談員を配置した専門相談窓口を多く開設し、通報制度も導入するなど、相談・保護・支援するための受け皿を早急につくるという事。

④ 研修プログラムの整備と一般市民への啓発

高齢者のアドボカシーに関する、意識の啓発と具体的な援助技術を学べるようにする。

⑤ 行政・民間サービス事業者・市民の連携による支援ネットワークづくり

これに関しては、次号で横須賀市、金沢市の取り組みを紹介する。